

研究資料**分収育林制度に関する意向調査（II）****——日野川流域の場合——**

小笠原 隆三*

城内 正行*

今嶽 太*

A Study on Public Opinions Regarding the Profit Sharing Silviculture System (II)**——In the Case of the Basin of the River Hino——**

Ryuzo OGASAWARA *

Masayuki SHIROUCHI *

Futoshi IMAJIMA *

I 緒 言

我が国の人工林面積は、1000万余ヘクタールに達し、全森林面積の約4割に達したが、これらの人工林はその9割が間伐・保育が必要でありその中でも、16年生から35年生でとくに、間伐を必要とするものは、約5割を占めている。

これらの人工林が、健全な森林となり国産材時代を迎えるには、20～30年の歳月を要し適正な管理が必要であるとされている。

しかるに近年の木材・林業を取り巻く厳しい現状のなかで、林業生産活動が停滞するばかりではなく、森林のもつ公益的機能にも悪影響を及ぼすことが危惧されるに至っている。

こうした中、昭和58年に分収林特別措置法が改正され従来の分収造林制度に加え、分収育林制度が確立された。

これは、成育途上の若齢人工林を対象として、その森林の育林負担者を募り、森林所有者と共同して育林を行い、伐採時にその収入を分収しようとする制度である。

この制度は、都市住民等に対して森林整備への参加と国土緑化への協力の場を提供すると共に、森林所有者等に対して林業経営に必要な資金の円滑な確保の途をひらくために大きな役割を果たしていくものである。国有林ではかなりの成果をあげてきたが、しかし、最近では当初ほどの盛況ぶ

* 鳥取大学農学部 農林総合科学科 森林生産学講座

* Department of Forestry Science, Faculty of Agriculture, Tottori University

りもなく、分収育林契約の応募数も減少の傾向にあるとされている。

本研究では、分収育林制度の定着が必要とされている中で、育林地所有者である山村部の森林所有者と費用負担者である都市部の一般市民の両者の意向を把握し、今後、分収育林制度を推進していく上での指針となることを目的として行ったものである。

II 調査地及び調査方法

1. 調査地

調査は、鳥取県三大河川の一つである日野川の上流にある日南町の林家と下流にある米子市的一般住民を対象として行った。

日南町は、人口約8千人、総面積34,083haで鳥取県面積の約1割を占める大面積の町である。そのうち林野面積は90% (30,610ha) を占め、民有林面積はその96%の29,246haである。人工林率は53%と高く、今後より一層育林が必要とされている。

米子市は、人口約13万2千人、総面積9,804haであり、昔から商業の町として栄えている。

2. 調査方法

調査方法としては、郵送によるアンケート調査を採用した。

日南町の山林所有者については、日南町森林組合の名簿より無作為に250人を抽出し、134人の回答を得た。(回答率53%)

米子市の一般市民については、300人を無作為に抽出して135人の回答を得た。(回答率45%)

III 結果と考察

1. 日南町の山林所有者の場合

(1) 分収育林制度の知名度について

「分収育林制度を知っていますか」という質問に対しての結果が図1である。

全体では、「知っている」62.7%、「聞いたことはある」20.9%、「知らない」16.4%という結果が出ている。

所有規模別にみてみると、所有規模が大きくなるにしたがって知名度が高くなっていく傾向にある。こうした傾向は智頭町の場合¹⁾もみとめられる。今後は、小規模林家を中心によりいっそうのPRが必要であろう。

(2) 分収育林制度の利用意識について

分収育林制度の概要を説明した後でこの制度を利用したいかどうかを質問した結果が図2である。全体では、半分以上の人が「利用したい」または「条件により利用したい」と答えており、その中でも、「条件により利用したい」と答えた人は41.5%と非常に高かった。

分収育林制度を定着させるには、この条件をいかに整備していくかによるところが大きいと思わ

図1 あなたは、分収育林制度をご存じですか。

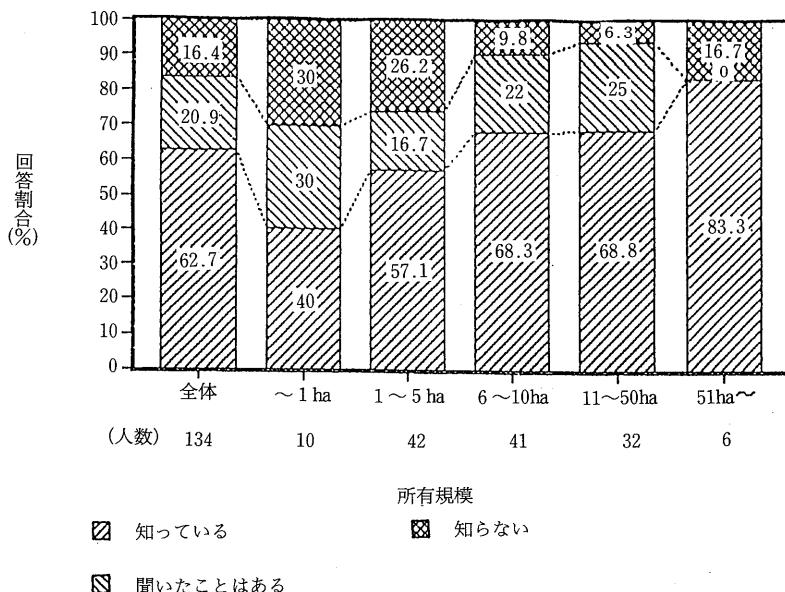
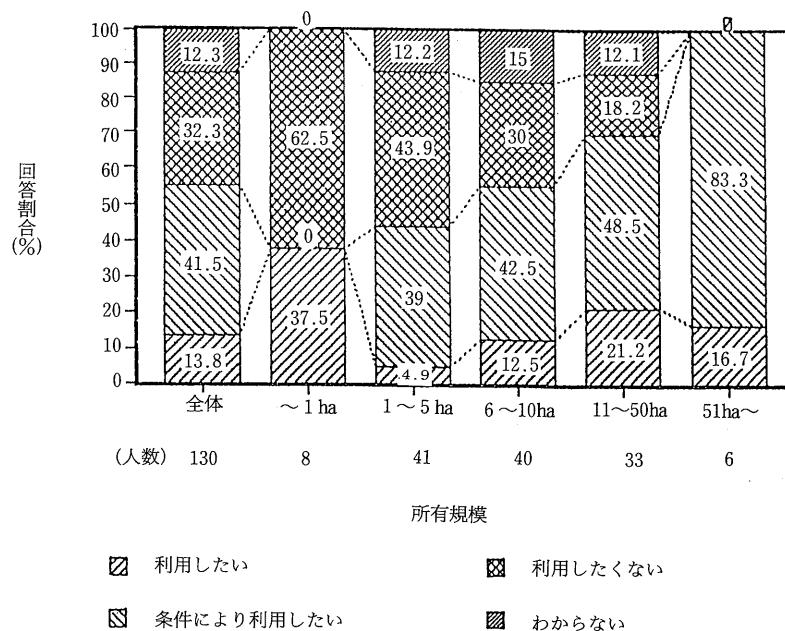


図2 あなたは、分収育林制度を利用したいと思われますか。



れる。

所有規模別にみると、所有規模が大きくなるにしたがって分収育林制度を「利用したい」と答えた人は多くなり、特に51ha以上においてはその傾向が顕著にみられる。

智頭町の場合¹⁾は、「利用したい」26%、「利用したくない」71%であった。

これを所有規模別にみてみると、所有規模が大きくなるにしたがって「利用したくない」という

回答が増えていく傾向がみられる。

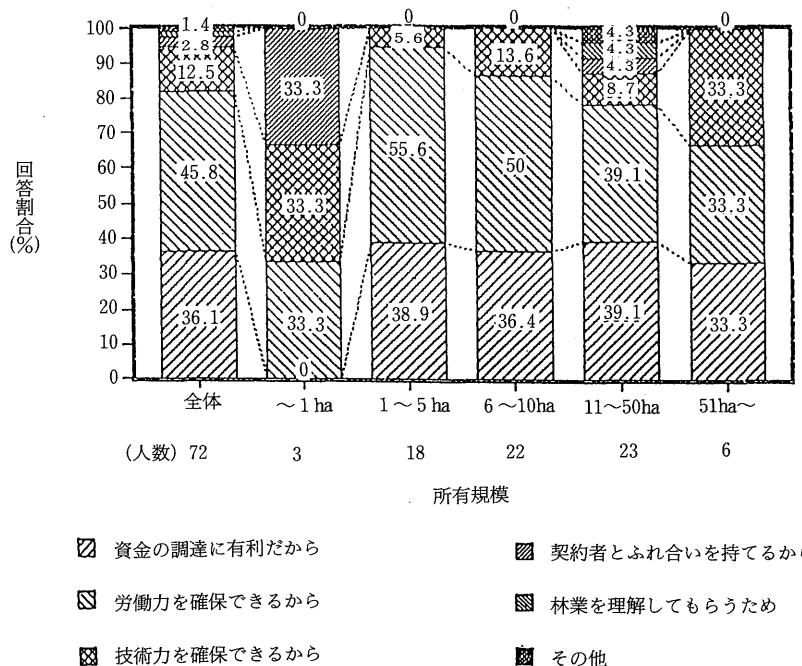
これは日南町の結果と逆であり、このことは地域の林業経営状態の違いによるものかどうかはわからない。

(3) 分収育林制度を利用したい理由

「利用したい」または「条件により利用したい」と答えた人にその理由を聞いた結果が図3である。全体では、「労働力を確保できるから」と答えた人が45.8%、「資金の調達に有利」36.1%と高く、二つをたすと80%以上を占めていた。これは、智頭町の場合¹⁾も同様である。特に、「労働力を確保できるから」と答えた人は半数近くあった。ここで注目したいのは、「林業を理解してもらうため」と答えた人が12.5%いることである。このことは、山林所有者は費用負担というかたちを通して一般住民に参加してもらいたい林業に関心を持ってもらいたいというあらわれであるように思われる。

(4) 分収育林制度を利用したくない理由

図3 前問で“利用したい”“条件により利用したい”と答えられた方に質問します。その理由は何ですか。次のうちから1つ選んで○印をしてください。



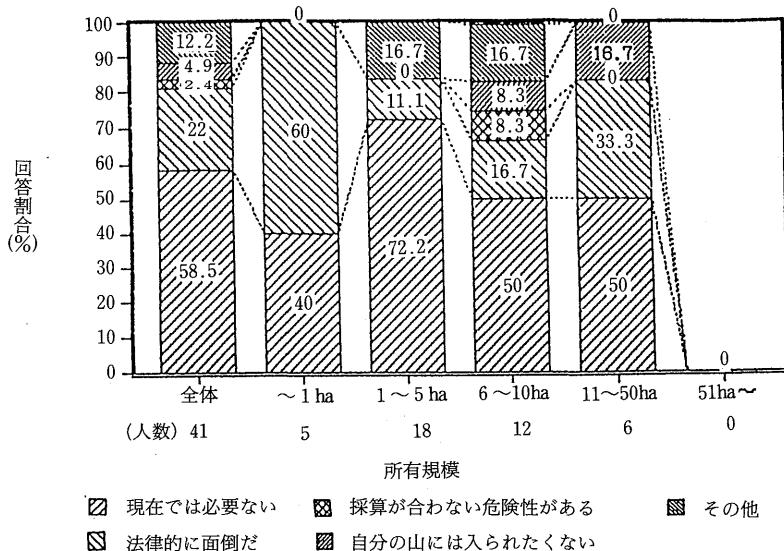
分収育林制度を「利用したくない」と答えた人にその理由を聞いた結果が図4である。

全体では、「現在では必要ない」と答えた人が特に多く6割近くを占めている。次に多かった回答は、「採算が合わない危険性がある」という回答で22%を占めていた。

智頭町の林家の場合¹⁾も「現在では必要ない」が最も多く、次いで「採算が合わない危険性がある」で類似した傾向を示していた。

(5) 契約時の特典について

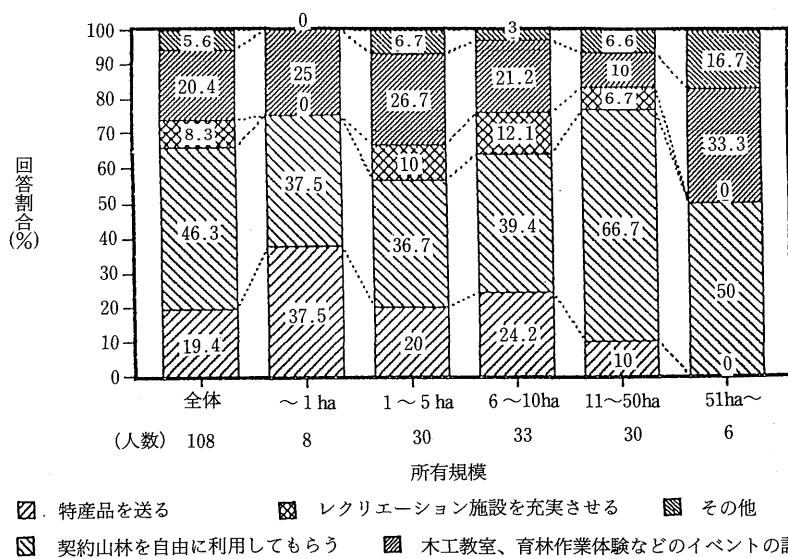
図4 前問で“利用たくない”と答えられた方に質問します。その理由は何ですか。次のうちから1つ選んで○印をしてください。



「分収育林契約を結ぶとしたら」という前提で、その特典としてどんなことをしてみたいですか」という質問に対する結果が図5である。

全体では、「契約山林を自由に利用してもらう」という回答が一番多く46.3%を占めている。ついで、「木工教室・育林作業体験などのイベントの計画」20.4%, 「特産品を送る」19.4%となっている。「契約山林の利用」、「イベントの計画」の割合が高いことは、山林所有者は費用負担者(一般市民)に山にきてもらい、そして関心をもってもらいたいことを示しているのかもしれない。

図5 もし、分収育林制度を利用するとしたら、その特典としてどんな事をしてみたいですか。次のうちから1つ選んで○印をつけてください。



2. 米子市の住民の場合

(1) 分収育林制度の知名度について

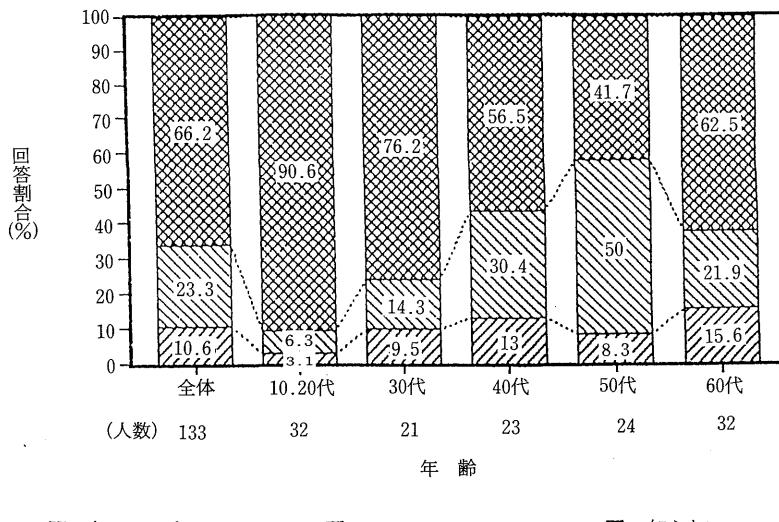
「分収育林制度を知っていますか」という質問に対しての結果は図6に示す通りである。

全体では、69%の人が「知らない」と答えている。年代別にみてみると、若い年代になるにしたがって「知らない」と答えた人の割合は増えていく、特に10代20代では9割の人が「知らない」と答えている。

また、年代が上がるにつれて知らないと答えた人は減ってきていているのだが、「聞いたことがある」と答えた人が増えてきているだけで、はっきりと「知っている」と答えた人はそれぞれの年代でみても1割前後である。

この知名度を鳥取市民の場合¹⁾と比較しても、鳥取市民は「知らない」と答えた人が81%と同じ様な結果がでている。

図6 あなたは、分収育林制度をご存じですか。



(2) 分収育林制度を何で知ったか

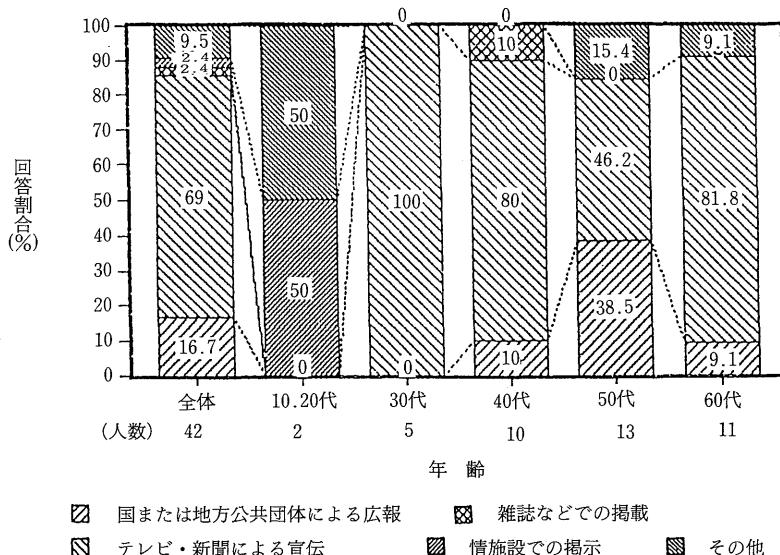
分収育林制度を「知っている」あるいは「聞いたことがある」と答えた人に何で知りましたか、という質問をした結果が図7である。

この結果「テレビ・新聞」という回答が69%と非常に多いかった。

林野庁によれば、テレビの影響力が最も大きいとの結果が出ているが、今回のアンケート調査でも同じ結果が出ている。

今後、分収育林制度をPRする方法として、これまで以上にテレビ、新聞などのマスコミを活用していくことが必要であると考える。

図7 前問で、“知っている”“聞いたことはある”と答えられた方に質問します。何で分収育林制度のことを知りましたか。次のうちから1つ選んで○印をつけてください。



(3) 分収育林制度の利用意識について

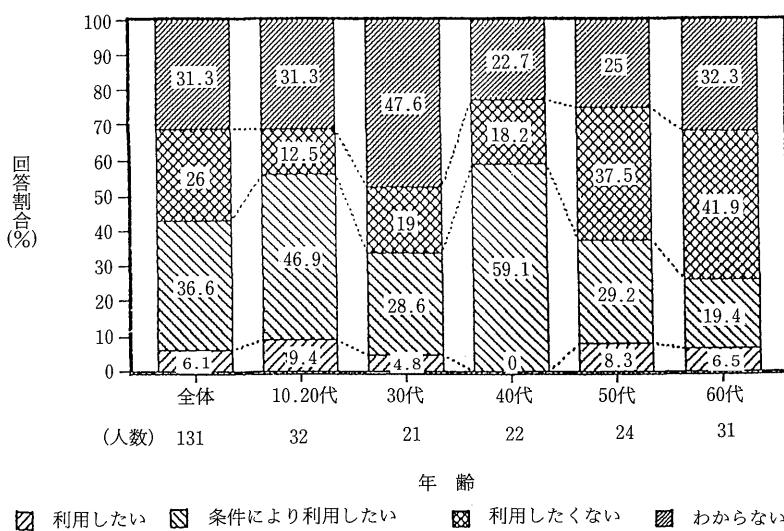
分収育林制度の概要を説明した後で、この制度を利用したいかどうかを質問した結果が図8である。

全体では、「利用したい」6.1%、「条件により利用したい」36.6%、「利用したくない」26%，「わからない」31.3%という結果が出ている。

ここで、「利用したい」「条件により利用したい」と答えた人を合わせると42.7%であった。

これは、鳥取市の場合¹⁾の33%より高い値を示している。年代別に見てみると、年代が上がるにつれて「利用したくない」という回答が増えていく傾向がみられる。

図8 あなたは、分収育林制度を利用したいと思われますか。

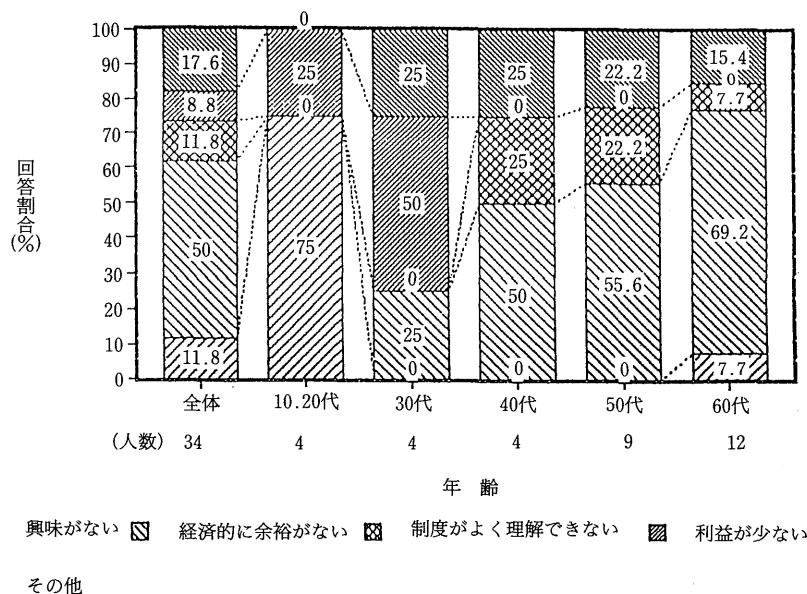


(4) 分収育林制度を利用したくない理由

次に、分収育林制度を「利用したくない」と答えた人にその理由を聞いた結果が図9である。

全体では、「経済的に余裕がない」と答えた人が50%と半数を占めている。これは鳥取市の場合¹⁾の22%よりかなり高い値である。年代別にみると、回答数が少なく、一概には言えないが年代が上がるにつれて、「経済的に余裕がない」と答えた人の割合が増えていく傾向がみられる。40代以上になると「制度がよく理解できない」という回答が出てきている。逆に若い世代では、「利益が少ない」という回答があり、10代20代では75%の人が「興味がない」と答えている。

図9 前問で“利用したくない”と答えた方に質問します。その理由は何ですか。次のうちから1つ選んで○印をしてください。



(5) 分収育林制度を利用したい理由

分収育林制度を「利用したい」あるいは「条件により利用したい」と答えた人にその理由を聞いた結果が図10である。

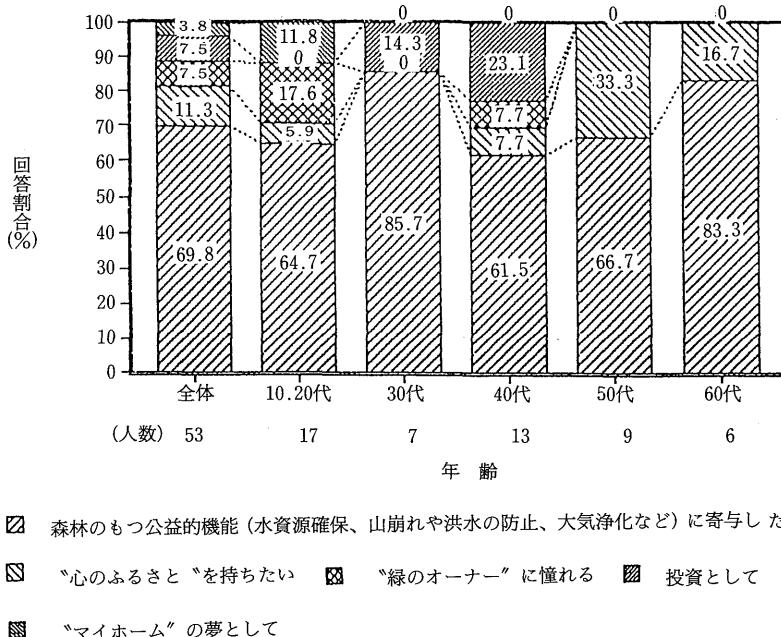
全体では、「公益的機能に寄与したい」という回答が7割を占めている。これは年代別にみてもあまり変わらない。このことは森林破壊が進んでいる今日において一般市民が危機感をいただき、森林保護を親身になって考えだしている表れであるように思われる。

東京営林局での分収育林への応募者に対するアンケート調査の結果³⁾でも、公益的機能の維持の面から参加しようとする人が少なくなかった。

鳥取市の住民へのアンケート調査の結果¹⁾でも、財産形成としてではなく公益的機能の維持の参加を理由としている人が多かった。

こうしたことからみて、本制度のもつ公益的機能に寄与する面をより配慮してもっとPRしていくことが必要であろう。

図10 前問で、『利用したい』『条件により利用したい』と答えられた方に質問します。その理由は何ですか。次のうちから1つ選んで○印をしてください。



(6) 分収育林制度における条件について

これまでに多く行われている募集数300口、1口当りの金額50万円、期間30年について尋ねてみた。「分収育林契約を結ぶとしたら、どの条件をどう変えて欲しいですか」という質問をしたところ図11のような結果になった。

左が全員、右が「利用したい」あるいは「条件により利用したい」と答えた人の結果であるが、同じ様な結果が出ている。

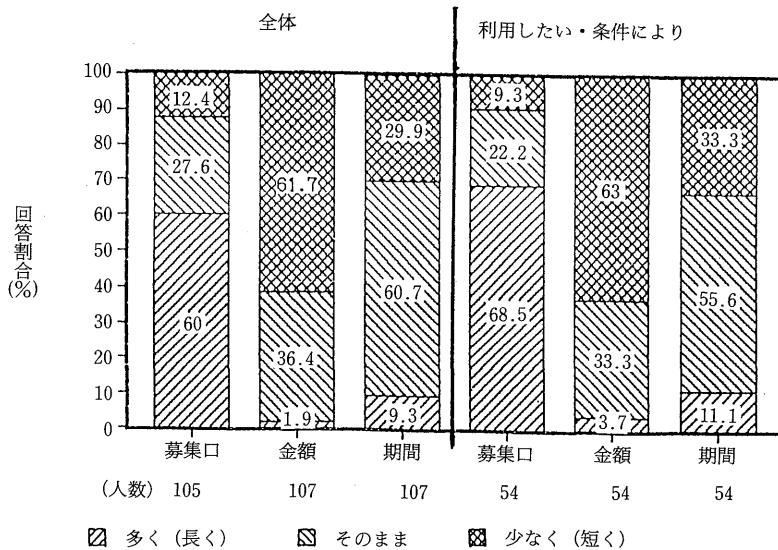
募集数を多く(60%)、1口当りの金額を少なく(61.7%)、期間はそのまま(60.7%)という回答が多かった。

一人一人の回答パターンを調べてみても、このパターンが多く、「一口当りの金額を少なく」と答えた人の具体的な金額の平均は12万円であった。

これを鳥取市の場合¹⁾とくらべると、募集口数を多くすることや一口当りの金額を少なくすることは共通していたが、期間については鳥取市の場合¹⁾は「もっと短かくしてほしい」が多く、この点は若干異なっていた。

図11 現在の分収育林契約では、原則として1口50万円、契約期間20~30年と定められているわけですが、以下の条件があるとします。あなたが、もし分収育林契約を結ばれるとしたら、どの条件をどう変えてほしいですか。

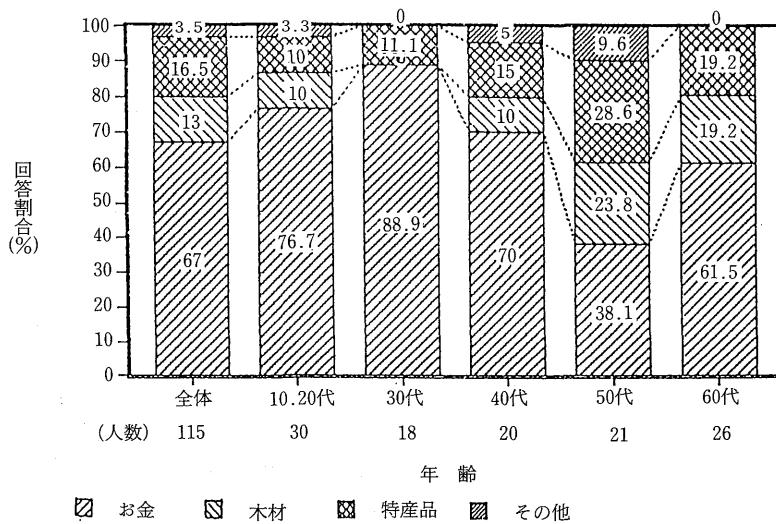
募集数：300口一口当たり金額：50万円 期間：30年



(7) 収益分配について

「分収育林契約を結ぶとしたら、収益分配は何でして欲しいですか」という質問に対する結果が図12である。全体では、67%の人が「換金」を望んでいる。しかし、年代別にみてみると、年代が上がるにつれて「木材」や「特産品」といった回答が多くなってきている。

図12 現在、国有林では換金による収益分配を行っています。もしあなたが、分収育林契約を結ばれるとしたら、収益分配は何でして欲しいですか。次のうちから1つ選んで○印をつけてください。



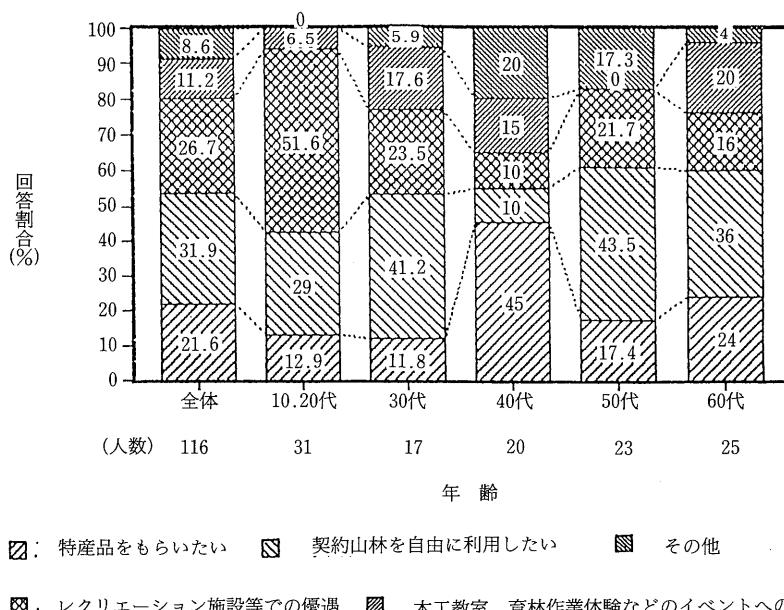
(8) 契約時の特典について

「分収育林契約を結ぶとしたら、その特典としてどんなことを望みますか」という質問に対する結果が図13である。

全体では、「契約山林を自由に利用したい」という回答が31.9%と1番多く、続いて「レクリエーション施設での優遇」26.7%, 「特產品をもらいたい」21.6%となっている。

「契約山林を自由に利用する」については、米子市民も日南町の山林所有者にも多く両者に共通したもののあることは注目に値しよう。

図13 もし、分収育林制度を利用するとした場合、その特典としてどんな事を望みますか。次のうちから1つ選んで○印をつけてください。



これらの結果からみて、一般市民の方々は余暇を利用して山村に出かけた場合に、森林浴を楽しんだり、自然とのふれ合いを持ちたい、と望んでいるように思える。

今回行った調査結果から山林所有者の半数以上は分収育林制度への参加を望んでいることがわかった。その主な理由として、資金の調達や労働力の確保をあげている。

一般市民の場合は、この制度の知名度の低さが問題であり、今後、テレビ・新聞等を通じて普及活動が必要である。一般市民がこの制度に参加する場合の理由が経済的理由より公益的機能の維持に寄与したいとする人の多いことは注目に値する。東京営林局での分収育林の応募目的の中にも国土緑化に参加したい(20%), 緑とのふれあいを大切にしたい(20%)があった³⁾。今後は、本制度を公益的機能の維持に寄与したいとする人がより参加しやすいようにより改善していくことが必要であろう。

また、山林所有者、一般市民とも、本制度に参加した場合の特典として「契約山林の自由な利用」をあげていることも注目に値しよう。森林管理に国民参加が求められ、山村の人と都市の人のふれあいが求められている中で、本制度への参加を通して契約山林を自由に利用していくことは、山村

の人と都市の人とのふれあいにもつながり大変喜ばしいことである。

本制度には、募集口数、一口当たりの金額などにも改善すべき点がみられる。

今後、地域の特性を生かして改善を行い、普及活動をしていくならば、本制度が定着していく可能性を十分もっていよう。

IV 要 旨

1. 日南町の山林所有者の場合

鳥取県の日野川流域において上流の山林所有者と下流の一般住民の分収育林制度に関する意向調査を行った結果は次のようなある。

- (1) 分収育林制度は多くの人が知っている。
- (2) 半数以上の人人がこの制度を利用したいと思っており、その理由としては、「労働力の確保」と資金の調達に有利」という回答が多かった。
- (3) 利用したくない人の理由としては、「現在では必要ない」と「採算が合わない」と回答した人が多かった。
- (4) この制度を利用した場合の相手への特典として、「契約山林を自由に利用してもらいたい」という回答が多かった。

2. 米子市的一般住民の場合

- (1) 分収育林制度については知らない人が多く、特に若い年代ほどその知名度は低かった。
- (2) この制度を知ったうえで利用する意志のある人は4割強であり、その理由として「公益的機能に寄与したい」が多かった。
- (3) 利用したくない人の理由として、「経済的に余裕がない」とした人が多かった。
- (4) 参加する場合の条件については、募集口数の増大、一口当たりの金額の引き下げを望んでいる。
- (5) 利用する場合の特典として、「契約山林を自由に利用したい」が最も多かった。

本地域の場合、分収育林制度についての理解が必ずしも十分でなく又本制度で改善すべき点もみられるが、しかし、今後こうした点に配慮していくならば、本制度がより推進できる可能性は十分あると思われる。

文 献

- 1) 小笠原隆三他：分収育林制度に関する意識調査 鳥大演研報 20. pp. 19~27 (1990)
- 2) 分収林制度研究会：分収林特別措置法の解説 創造書房 東京 p. 450 (1984)
- 3) 小松弘之：分収育林の推進について —— 分収育林応募者へのアンケートを実施して —— 林業技術 519 pp. 43~45 (1985)